

原孝至・基礎講座

プレ導入講義～入門の入門～

---

辰巳専任講師・弁護士

原 孝至 先生

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA



# 2019 原孝至・基礎講座 プレ導入講義～入門の入門～

## 目 次

- ・ 法律学とは何か  
法律答案（法律論文）はどう書くものか…… 2
- ・ 基本事例問題 …………… 9
- ・ 基本事例問題【解答付き】…………… 16

## 法律学とは何か，法律答案（法律論文）はどう書くものか

### 1 法律学とはどのようなものか

まず，そもそも「法律」とは何なのか。一言でいえば，「世の中のトラブルを解決するためのルールブック」です。野球やサッカーのルールブックと，性質的には同じものであるとまずは捉えてください。

具体的に示した方がわかりやすいでしょう。例えば，高校生のAが両親に内緒で高価なバイクを買ってしまったとします。売買契約は，基本的には一方的に取り消し（解約）できないものですが，未成年者は判断能力が不十分ですので，民法5条2項は，両親（法定代理人）の同意のない売買契約（法律行為）は取り消せるというルールを定めました（バイクを返還し，バイク屋は代金を返還する）。これはこれで合理性あるルールなのですが，例えば，高校生A自身が21歳であるとする内容の免許証を偽造し，それを示してバイクを購入した，というような場合まで自由に取消しができるとしたら，今度はバイク屋がたまったものではありません。そこで，民法21条は，そうした場合に備えて，「制限行為能力者（未成年者）が行為能力者（成年者）であることを信じさせるため詐術を用いたときは，その行為を取り消すことができない」というルールを作りました。未成年者（高校生A）と，取引の相手方（バイク屋）のバランスをとった，そういう規定です。法律はよくできている，そう思っていただけかと思います。

…ところが，法律というルールだけで万事解決できるかといえば，実はそうではないのです。世の中では，多種多様な法的紛争が生じます。それを全て想定して法律を制定する，そんなことはできません。例えば，前述の例で，高校生Aが，「自分は高校生だが，黙っていればわからないだろう」と思ってバイク屋に行き，バイク屋の店主から「兄ちゃん，バイクを買うってことは大人なんだよねえ」と問われ，特段何も答えずにいたら，あるいは，「う，うん…」とだけ答えたら，バイク屋の店主はAが成年者だと思ってバイクを売ってくれた，とします。これって，「詐術」でしょうか？大いに見解が分かれてしまうでしょう。見解が分かれてしまうということは，民法はもはやルールとして紛争解決の基準という役割を果たさない，と言えます。

そこで登場するのが，判例（先例となる事件における裁判所の判断。かなり粗い定義ですが，今はざっくりとこう考えてください）です。こうした，法律だけで直接に解決できない問題に対して個別的に解決の指針を与える，言い換えれば，法律の抽象的な文言を補充する，それが判例なのです。判例は，「詐術」について具体的に説明します。曰く，未成年者であることを黙秘していた場合でも，それが「他の言動と相俟って，相手方を誤信させ，または誤信を強めたものと認められるとき」には「詐術」にあたるとしています（最判S44. 2. 13）。この基準によると，今回のAの振舞いは，詐術とはいえないでしょう。そうすると，Aはなおバイクの売買契約を取り消すことができます。なお，判例の捉え方が唯一絶対のものではないのは言うまでもありません。未成年者であることを黙秘していることだって「詐術」だと考える

こともできます。だって、そうしないと、店（売主）は、いずれ取り消されることを恐れて、未成年者かもしれない若い人にモノを売らなくなってしまうかもしれないですから。こういう見解も十分に成立します。研究者は様々な見解を提示し（学説）、判例はそれを咀嚼して一つの見解を提示する、法律学（法解釈学）とはそういうイメージだと思ってください。

ここまでの話をまとめましょう。法律とは、法的紛争を解決するためのルールブックです。まずは、法律（条文）でもって紛争を解決する、それが法律家の役割です。しかし、世の中ではそれはそれは様々な紛争が起こります。抽象的に規定された法律（ルールブック）だけでは解決できない「スキマ」が生じます。そのスキマを埋めるのが、判例の見解・解釈（主として最高裁判例。なお、地裁や高裁の判断は正確には判例とは言わず、裁判例と呼ばれるのですが、今は細かい点にはこだわらない方がよいでしょう）です。判例と異なる学説の見解（解釈）によって解決を試みても良いのですが、法律実務は権威ある最高裁の判例を基準として行われます。ですから、法律実務家を目指す者としては、まずは、条文・判例を基準に、法的紛争を解決していきける力を養うことが重要です。法律実務家は、目の前に生じている法的紛争に法律（そしてそれは判例により補充される）を適用して、解決をしていく存在です。

## 2 法律（条文）とはどのようなものか、どう勉強していくものか

法律（制定法）が、法的紛争解決の第一の基準であることはすでに述べました。ここでは、その法律（条文）の勉強の仕方について、少し詳しく述べていきます。

「司法試験は、六法（条文）を頭に詰め込むもの」一巻では時にそんな言われ方もしますが、これは完全な誤りです。司法試験の論文試験では、六法を参照することができますし、法的紛争は六法を丸暗記すればそれで解決できるような簡単なものではありません。暗記するのではなく「理解する」、それが正しい学び方です。では、どうすればいいのか、それを少し説明します。

まずは、この条文というものがどのような性質のものであるのかを知る必要があります。法律（条文）は、法的紛争解決のためのルールブックである、というところは既に述べた通りですが、これをもう少し詳しく説明します。

最もオーソドックスな条文の体裁は、「〇〇の時は、△△とする。ただし、□□のときはこの限りにあらず」というものです。この、〇〇の部分で「(法律)要件」といい、△△の部分で「(法律)効果」と言います。□□は例外を示す部分です。例えば、そして、大事なことは、それが適用される具体的な場面を常に意識することです。要は、「5W1H（いつ、どこで、だれが、何をするとどうなるか）」を具体的にイメージしながら読んでいくことです。

少し、練習してみしましょう。先に挙げた、オーソドックスな書き方をしている例が、民法9条です。「①成年被後見人の法律行為は、②取り消すことができる。ただし、③日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。」とあります。①が法律要件、②が法律効果、③が例外です。これを、「5W1H」を意識しながら読んでいくと、①成年被後見人が（だれが）、法律行為をしたときは（いつ・

何を), ③その法律行為を取り消すことができる(どうする)。しかし, その法律行為が日用品の購入その他日常生活に関するものであったときは取り消すことができない, ということになります。

条文の読み方の基本は以上の通りですが, 次にすべきことは何でしょうか?それは, 条文に出てくる言葉の意味を正確に理解することです。ここでは, (i)「成年被後見人」, (ii)「法律行為」という言葉は何を意味しているのでしょうか?例えば, (i)少し認知症が進んだ初老のお年寄りが, (ii)衆議院選挙でした投票, を取り消すことができるのでしょうか?やはり, 条文に出てくる言葉の意味をしっかりと捉えなくては, 目の前に起こっている問題を解決することはできないのですね。簡単に解説しますと, まず, (i)「成年被後見人」については, 9条の前の7条と8条を見ると明らかになります。「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」(7条)で, (家庭裁判所による)「後見開始の審判を受けた者」(8条)のことを言います。話が前後して申し訳ないのですが, これが(判例付ではない)普通の六法の効果です。判例付六法だと, 条文と条文の間に判例が挟まってしまっているのです。こうした前後関係が見えなくなってしまうのです。だから, 初学者は普通の六法を使用し, 条文の前後関係, 法律全体の論理関係に配慮しながら勉強を進めていくのがよいのです。さて, 話を戻しましょう。(i)「成年被後見人」の意味はだいたいわかりましたので, 次は, (ii)「法律行為」です。これは, 「一個または数個の意思表示を要素とし, 意思表示に対応する私権の変動という法律効果を生じさせる法律要件」(リーガルクエスト「民法I」(有斐閣)115頁)と定義されます。定義については, 基本書や法律用語辞典で確認していきます。何だかわかりにくい定義ですが, 「私権」の変動を問題とする行為であって, 選挙権の行使という「公権」は問題にならないのです。いずれにせよ, 「(i)少し認知症が進んだ初老のお年寄りが, (ii)衆議院選挙でした投票, を取り消すことができるのでしょうか?」という先の例に対する答えは, (i)(ii)いずれの側面からも「NO」ということになるのです。条文に出てくる言葉の意味に敏感になる, わからなかったらすぐに調べることを欠かさないことがすごく大切です。法律用語辞典や, 時には国語辞典を引く癖を付けてください。

その上で, なぜこのような規定があるのか, まずは, 自分の頭で考えてみて, そして, いわゆる法律(条文)の「趣旨」を確認していきます。これは, 基本書などに述べられているところです。9条の趣旨は, 一般的には, 「成年被後見人の保護と取引安全の調和」と説明されます。成年被後見人は判断能力が劣ってしまっているのです。本人を害する取引をしてしまうこともある。そうした場合に, その取引を取り消せるようにして本人の保護をはかる。しかし, 常に何もかも取り消せるとなってしまうと, 現実の取引社会は混乱するので, 一定の歯止めが必要ではある。日常, 頻繁に行われる取引(切符を買うなど)は, 社会の取引を安定させるために取り消せないとすることが妥当であり, そうした日常生活に密着する取引であれば, 額も小さいので成年被後見人を害さない, そういうふうを考えるのです。

せつかなので、応用編として、少しオーソドックスな構成とは異なる条文を紹介します。民法5条です。

- 第5条** 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。
- 2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

「第5条」の右側には「1」という記載がありませんが、これは通常省略されるものでして、まず書かれているのが「第1項」です。「2」「3」とあるのが、それぞれ「第2項」「第3項」です（ちなみに、項よりも小さい項目は「号」と表現される。「第1条第1項第1号」などと表現される）。

この第5条を、①法律要件、②法律効果、③例外、に分類してみてください。「①未成年者が、法定代理人の同意を得ずに、法律行為をしたとき、②その法律効果を取り消すことができる。ただし、③単に権利を得る、義務を免れる場合、また、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産を処分したとき、法定代理人が処分を許した財産を処分したとき、はその法律行為は取り消せない」ということになります。第5条のような書き方をされると、少し混乱してしまうのですが、しっかりと①法律要件、②法律効果、③例外、を整理することが大切です。

それから、条文独特の表現に慣れていくことも大切です。例えば、「前○条」という書き方などが典型でしょうか。刑事訴訟法207条を見てください。「前3条の規定による勾留の請求を受けた裁判官は…」とあります。この「前3条」とは、204条から206条のことを指します。ですから、207条は、「204条から206条の規定による勾留の請求を受けた裁判官は…」という意味になります。法律（条文）は、論理性・連続性があるものなのですね。なお、こうした条文の作法と言いますか、読み方は、六法の裏表紙などに少し書かれている場合もあります。チェックしてみてください。

### 3 法律答案・法律論文を書いてみる

さて、基本的に条文と判例でもって法律問題は解決されるわけですが、いったいどうやって解決していくのでしょうか。言い方を変えると、論文式試験で、ある法律問題の解決が求められた場合は、どのように書いていけばいいのでしょうか？それは、「法的三段論法」という独特の作法・論文形式によってなされます。安定的な法的判断がなされるために必要な思考方法、それが「法的三段論法」なのです。

これは、抽象的に説明してもよくわからないので、具体例を設定します。既に一度使った、「高校生Aが、『自分は高校生だが、黙っていればわからないだろう』と思ってバイク屋に行き、バイク屋の店主Xから『兄ちゃん、バイクを買うってことは大人なんだよね』と問われ、特段何も答えずにいたら、あるいは、『う、うん…』とだけ答えたら、XはAが成年者だと思ってバイクを売ってくれた」という例を使いましょう。この場合に、Aはこのバイクの売買契約を取り消せるのでしょうか（こうした点を論じさせるために、「XとAの法律関係を論ぜよ」と問われることがある。法律関係とは、法的権利義務関係という意味）？

まず、法的三段論法について説明する前に、それを実践していない、いけない例を示します。初学者が書いてしまいがちな答案は、概ね次のようなものです。

「未成年者の法律行為であっても、『詐術』（民法21条）があった場合には、契約を取り消すことができない。Aは、『大人だよ』と言われて、『う、うん…』と述べたのだから、これは詐術があったといえる。したがって、Aは本件契約を取り消すことができず、Xの代金支払請求は認められる。」

…何がいけないか、おわかりになるでしょうか？端的に指摘すると、「なぜ『う、うん…』と述べたことが『詐術』にあたるのか」が説明できていないのです。「う、うん…」という言葉が発したことが、『詐術』と言えるのか、これは判断する人間によって意見が分かれるでしょう。「この程度では『詐術』とは言えないだろう」と考える人もいるはずですが。先の書き方では、そう思っている人を説得できないし、もし法律家がそうした思考をするならば、原告・被告双方の主張は単なる水掛け論に墮し、裁判所の判断も感覚論に陥ってしまうのです。担当した裁判官の、いわば感覚によって結論が導かれ、法的判断の安定性が失われてしまうのですね。

そこで、そうした不安定さを払しょくするためにどうしたらよいか？その一つの方法として、「詐術」とはどのような意味であるのかをしっかりと確定させたいので、本件の「う、うん…」という言葉がそれにあたるか、という判断の順序を経ることで。そうすると、答案は、次のような形になります。

「未成年者の法律行為であっても、『詐術』（民法21条）があった場合には、契約を取り消すことができない。ここで①詐術とは、自己が成年者であることを積極的に偽ることだけでなく、未成年者であることを黙秘していた場合でも、それが他の言動と相まって、相手方を誤信させ、または誤信を強めたものと認められるときには「詐術」にあたると考える。本件で、②Aは、『大人だよ』と言われて、『う、うん…』と述べている。自らが成年者であると積極的に偽ったとはいえず、また、この言



葉以外に自己が成年者であると誤信させる行為をしたわけではないので、他の言動と相まって誤信を強めた、ともいえない。したがって、詐術があったとはいえず、Aは本件契約を取り消すことができ、Xの代金支払請求は認められない。」

このように、①の部分で判断基準を示し、②にはそれに従って本件の事案を解決する具体的な検討をしていきます。①の部分で「規範」、②の部分で「あてはめ」と言います。そして、判例は①の規範を提供するのですね。

このような思考を経るメリットを繰り返しますと、法的判断が安定する、もっとわかりやすく言えば、どこの裁判所に事件が回付されても同じ結論を導くことができ、公平な判断が可能になる、ということです。すなわち、法律家は判例が提供した①規範を共有し（皆が同じ基準をもって）、あとは②個別的事例にあてはめて判断をしていく、という作業をしていくのです。

ちなみに、上記の下線を引いた答案例は、試験の答案としてはまだちょっと不十分です。どこが不十分かといえば、「詐術」についてなぜそのような規範を採用するのか、という点の説明がないのですね（規範導出理由の不備）。ここまで説明できて、やっと相手（読み手）がきちんと納得してくれる答案になるのです。この規範導出理由の説明の仕方は様々ですが、オーソドックスな方法としては、法規の趣旨から考える、ということです。民法21条の趣旨は、先にも述べたように取引安全ですから、簡単な理由づけをすると、「未成年者の法律行為に取消権を与えてその保護をはかる必要は大きい、他方で、取引相手方の契約への信頼も尊重しなければならない。そうすると、未成年者が保護に値しないような振る舞いをした場合は、相手方の保護を優先すべきである」なんていうふうになりましょうか。したがって、この点まで加味した答案にすると、次のようになります。

「未成年者の法律行為であっても、『詐術』（民法21条）があった場合には、契約を取り消すことができない。そこで、いかなる場合に『詐術』があったかが問題となるが、③未成年者の法律行為に取消権を与えてその保護をはかる必要は大きい、他方で、取引相手方の契約への信頼も尊重しなければならない。そうすると、未成年者が保護に値しないような振る舞いをした場合は、相手方の保護を優先すべきであるから、①詐術とは、自己が成年者であることを積極的に偽ることだけではなく、未成年者であることを黙秘していた場合でも、それが他の言動と相まって、相手方を誤信させ、または誤信を強めたものと認められるときには「詐術」にあたると考える。本件で、②Aは、『大人だよ』と言われて、『う、うん…』と述べている。自らが成年者であると積極的に偽ったとはいえず、また、この言葉以外に自己が成年者であると誤信させる行為をしたわけではないので、他の言動と相まって誤信を強めた、ともいえない。したがって、詐術があったとはいえず、Aは本件契約を取り消すことができ、Xの代金支払請求は認められない。」

非常に丁寧に書くと、このような感じになります。①規範を立て、②それにあてはめるという作業が基本であり、①規範を導くにあたっては、きちんと③その理由を説明するのです。この作業の繰り返し、それが法律論文・答案です。

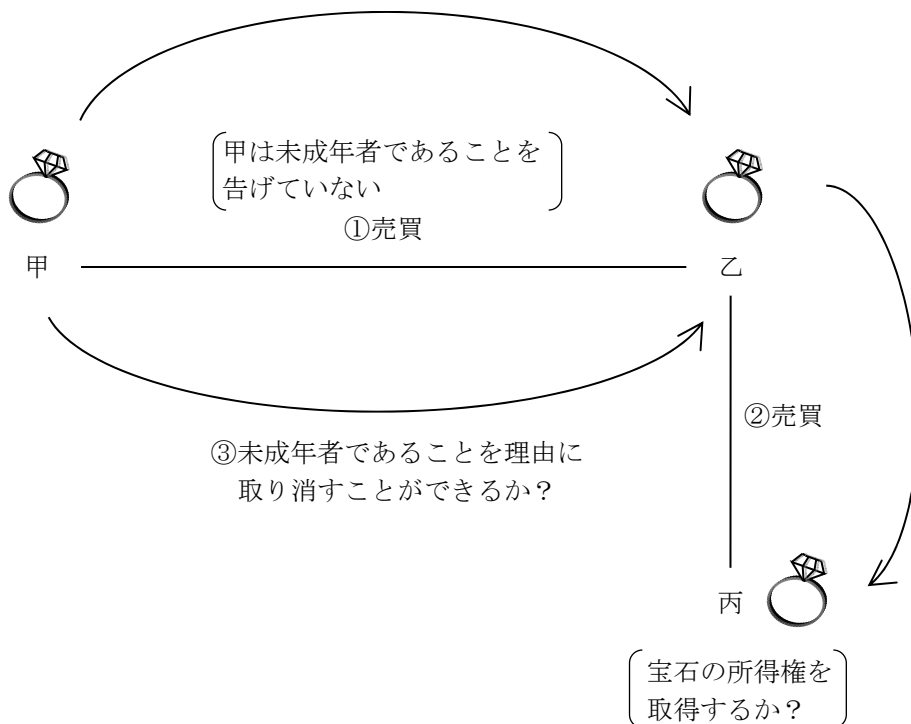
【MEMO】

## 基本事例問題

19歳の甲は、乙に自己が未成年者であることを告げずに、法定代理人の同意を得ることなく、自己所有の宝石を売却し、乙は、これを丙に1500万円で売却した。

その後、甲は上記売買契約を取り消す旨の意思表示をした。丙は、宝石の所有権を取得しうるか。

## ◆ 事 案 ◆



## □□制限行為能力者の詐術

(スタンダードテキスト1P.33 参照)

### 1 本ケースで論じる実益

19歳の甲は、法定代理人の同意を得ることなく締結した乙との売買契約を取り消している。

しかし、甲は、契約締結時に、乙に自己が未成年者であることを告げていない。

そこで、これが「詐術」(21条)にあたらぬか。「詐術」にあたるかすると、甲は当該契約を取り消すことができなくなるため、「詐術」の意義が問題となる。

### 2 学説

黙秘が「詐術」にあたるかについては、次の最判昭44.2.13の基準が紹介されるのが一般である。

### 3 判例(最判昭44.2.13)

「思うに、民法20条〔注：現21条〕にいう「詐術ヲ用キタルトキ」とは、無能力者が能力者であることを誤信させるために、相手方に対し積極的術策を用いた場合にかぎるものではなく、無能力者が、ふつうに人を欺くに足りる言動を用いて相手方の誤信を誘起し、または誤信を強めた場合をも包含すると解すべきである。したがって、無能力者であることを黙秘していた場合でも、それが、無能力者の他の言動などと相俟つて、相手方を誤信させ、または誤信を強めたものと認められるときは、なお詐術に当たるといふべきであるが、単に無能力者であることを黙秘していたことの一事をもつて、右にいう詐術に当たるとするのは相当ではない。

これを本件についてみるに、原判示によれば、甲は、所論のように、その所有にかかると農地に抵当権を設定して金員を借り受け、ついで、利息を支払わなかつたところから、本件土地の売買をするにいたつたのであり、同人は、その間終始自己が準禁治産者〔注：被保佐人〕であることを黙秘していたというのであるが、原審の認定した右売買にいたるまでの経緯に照らせば、右黙秘の事実は、詐術に当たらないといふべきである。それ故、甲が、本件売買契約に当たり、自己が能力者であることを信ぜしめるため詐術を用いたものと認めることはできないとした原審の認定判断は、相当として是認できる。」

「単に無能力者であることを黙秘していたことのみをもつて詐術に当たるとすることができないことは、上告人の上告理由について説示したとおりである。そして、詐術に当たるとするためには、無能力者が能力者であることを信じさせる目的をもつてしたことを要すると解すべきであるが、所論甲が黙秘していたことから、同人に自己が能力者であることを信じさせる目的があつたと認めなければならないものではない。原判決挙示の証拠関係に照らせば、所論の点に関する原審の認定判断は是認できる。」

## □□制限行為能力を理由とする取消しと善意の第三者保護

(スタンダードテキスト1P.243～6 参照)

### 1 本ケースで論じる実益

甲の黙秘が「詐術」にあらず、乙との売買契約を取り消すことができるとすると、取消しにより、甲乙間の売買契約は遡及的に無効となる（121条）。

では、乙と売買契約を締結した丙は、保護されないのだろうか。

制限行為能力を理由とした取消しにおいては、条文上、第三者保護規定が存在しないため、第三者の保護をどのように図るべきかが問題となる。

### 2 学説

制限行為能力を理由とした取消しにより、契約は遡及的に無効となるから、制限行為能力者と売買した者から目的物を買った第三者は、無権利者から目的物を取得したことになる。

もっとも、目的物が動産の場合には、即時取得（192条）により第三者は保護される可能性がある。すなわち、当該第三者において、平穩・公然・善意・無過失の要件を満たしていた場合には保護されることになる。

### 3 即時取得について

#### 第192条（即時取得）

取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。

#### （1）要件

- ①動産であること
- ②取引行為によって占有を承継したこと
- ③無権利者・無権限者から取得したこと
- ④平穩・公然・善意・無過失であること
- ⑤占有を取得したこと

#### （2）効果

- 1 取得できる権利は、所有権、質権、譲渡担保権、不動産賃貸の先取特権（319条・312～315条）、旅館宿泊の先取特権（319条・317条）、運輸の先取特権（319条・318条）である。
- 2 即時取得は原始取得であり、付着していた他の物権などは消滅する。

□□補 足

行為能力制度は、制限行為能力者が自由競争の犠牲にならないよう保護することを目的とする。しかし、制限行為能力者の保護を強調しすぎると、取引の安全を害することになりかねない。そこで、制限行為能力者の保護と取引の安全という対立する利益の調整が、本問を解くうえでの重要な視点となる。

条文通りの解釈では妥当性を欠く場合、必要性（実質論）→許容性（解釈論）という論証パターンを用いて修正するとよい。

【MEMO】

## 基本事例問題

19歳の甲は、乙に自己が未成年者であることを告げずに、法定代理人の同意を得ることなく、自己所有の宝石を売却し、乙は、これを丙に1500万円で売却した。

その後、甲は上記売買契約を取り消す旨の意思表示をした。丙は、宝石の所有権を取得しうるか。

### 〔答案例〕

### ◇ MEMO ◇

1 1(1) 甲は19歳であって、未成年者にあたるから(4条)、  
2 法定代理人の同意がない以上、原則として乙との売買契  
3 約を①[ ]ができる(5条2項)。

4 ↓しかし

5 甲は自分が未成年者であることを秘して売買契約を結  
6 んでいる。

7 ↓そこで

8 これが21条にいう「②[ ]」にあたり、そもそも甲  
9 は当該契約を取り消すことができないのではないかが問  
10 題となる。

11 ↓思うに

12 ①単なる黙秘も「詐術」にあたるとすると制限行為能  
13 力者の保護に欠ける。

14 ②積極的な言動により能力者たることを誤信させた場  
15 合にのみ「詐術」にあたるとすると取引の安全を害  
16 する。

17 ↓

18 両者の調和の観点から、制限行為能力者であることを  
19 黙秘していた場合でも、③[ ]

20 [ ]  
21 [ ]ときは、詐術にあたるというべ  
22 きである。

23 もっとも、詐術があっても、相手方が能力者であると  
24 誤解しなければ、相手方を保護する必要はないから、2  
25 1条は適用されない。

26 ↓そして

27 未成年者であるか否かは外見からわかる場合が多いか  
28 ら、④[ ]では「詐術」にあたらないというべき  
29 である。

30 (2) ↓本問では

31 甲は自己が未成年者であることを黙秘していたにすぎ  
32 ないため、「詐術」にあたらない。





## 基本事例問題【解答付き】

19歳の甲は、乙に自己が未成年者であることを告げずに、法定代理人の同意を得ることなく、自己所有の宝石を売却し、乙は、これを丙に1500万円で売却した。

その後、甲は上記売買契約を取り消す旨の意思表示をした。丙は、宝石の所有権を取得しうるか。

### 【答案例】

### ◇ MEMO ◇

1 1(1) 甲は19歳であって、未成年者にあたるから(4条)、  
2 法定代理人の同意がない以上、原則として乙との売買契  
3 約を①取り消すことができる(5条2項)。

4 ↓しかし

5 甲は自分が未成年者であることを秘して売買契約を結  
6 んでいる。

7 ↓そこで

8 これが21条にいう「②詐術」にあたり、そもそも甲  
9 は当該契約を取り消すことができないのではないかが問  
10 題となる。

11 ↓思うに

12 ①単なる黙秘も「詐術」にあたるとすると制限行為能  
13 力者の保護に欠ける。

14 ②積極的な言動により能力者たることを誤信させた場  
15 合にのみ「詐術」にあたるとすると取引の安全を害  
16 する。

17 ↓

18 両者の調和の観点から、制限行為能力者であることを  
19 黙秘していた場合でも、③それが制限行為能力者の他の  
20 言動などと相俟って、相手方を誤信させ、または誤信を  
21 強めたものと認められるときは、詐術にあたるとい  
22 べきである。

23 もっとも、詐術があっても、相手方が能力者であると  
24 誤解しなければ、相手方を保護する必要はないから、2  
25 1条は適用されない。

26 ↓そして

27 未成年者であるか否かは外見からわかる場合が多いか  
28 ら、④単なる黙秘では「詐術」にあたらないというべき  
29 である。

30 (2) ↓本問では

31 甲は自己が未成年者であることを黙秘していたにすぎ  
32 ないため、「詐術」にあたらない。



## 辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6  
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）  
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F  
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435  
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F  
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F  
TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階  
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335